

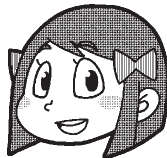
学ぼう権利！使おう権利！③1

みんなでつくろう、休暇を取りやすい職場環境！

けん！



りこ！



うし！
だよ



下の通知を見るウッシ！県教委は、計画的な休暇の取得を積極的に推奨するように県立学校長に直接働きかけているウッシ。地教委にも同じものを参考として示して、業務の見直し、計画的な休暇取得の呼びかけを求めているウッシ。



昨年も同じような通知が出たよね。どこが違うの？

今年の通知には、「職員の仕事と生活の両立に関し、各所属が抱える組織運営上の課題解決に向け、所属長がリーダーシップを発揮し、具体的方策を講ずる」ことが加わっているよ。



部活動休養日についても、「夏季・冬季休業中の部活動の実施にあたっては、生徒の多様な体験の充実やバランスのとれた生活、また、指導に従事する教職員のワークライフバランスにも配慮のうえ、適切な休養日を設定すること」を求めているね。



職場のみんなの仕事の見直し・削減について話し合うウッシ。そして、分会や支部で、校長交渉・地教委交渉を進めながら、夏休みにはゆっくりとリフレッシュできる条件づくりを進めていくウッシ！

写

教 職 第 122 号
平成 29 年 4 月 27 日

各県立学校長 様

教 育 長

業務の見直しの推進及び計画的な休暇取得の促進について（通知）

県教委では、引き続き学びの場の復興に全力で取り組むとともに、学校教育、生涯学習を円滑かつ着実に推進していくこととしております。

こうした中、業務の見直し、平準化等の一層の推進を図り、教職員の負担軽減を進めていくことは、職員の健康の増進を図り、ひいては業務を適切に進めていく上で極めて重要です。

また、ワークライフバランス実現に向けた働き方改革への動きが加速しており、県教委においても仕事と家庭の両立の実現に資する更なる取組を推進していく必要があります。

つきましては、所属長の強いリーダーシップの下、業務の見直し及び平準化の推進並びに計画的な休暇取得の促進等について、積極的に進めていただくようお願いいたします。

記

1 業務の見直し、平準化等の推進等

(1) 業務の見直し、平準化等の推進

- ① 個々の業務・学校行事等については、単に前例に倣うだけでなく、その要否を含め、あり方を適時検証し、見直し等、教職員の勤務負担軽減に努めること。
- ② 所属長は各職員の業務遂行状況、負担状況、健康状況等を逐次把握し、その状況に応じて、適切に指示、助言を行うこと。
- ③ 必要な場合には、事務分担の変更を含め、職員間の業務負担の平準化を図り、恒常的かつ長時間の超過勤務や特定の職員への業務量の偏りが生じないよう、努めること。

(2) 適正な超過勤務等命令

やむを得ず超過勤務等を命ずる場合は、別紙により、適正な取扱いに留意すること。

(3) 定時退庁の取組について

仕事と生活の両立を図るため、家庭での子育てや家事等を行う日とする「か・えるの日運動」の取組を行うなど、原則、毎週水曜日を定時退庁日と設定していることから、職場ぐるみで積極的に取り組むこと。

① 子育て等の支援に関する取組
育児や家事への積極的な参加及び家族や友人とのコミュニケーションの促進

② 結婚支援に関する取組
婚活イベントなど出会いの場等に参加しやすい職場意識の醸成

③ その他の取組
地域経済活性化につながる取組としての地域の飲食店等の利用促進、趣味や学びへの活動など

(4) 「働き方改革の実現」に向けた取組

働き方改革に向けた取組については、職員の仕事と生活の両立に関し、各所属が抱える組織運営上の課題解決に向け、所属長がリーダーシップを発揮し、具体的方策を講ずるようお願いいたします。

2 計画的な休暇の取得の促進について

所属長は各職員に対して次により計画的な休暇取得を積極的に奨励すること。

(1) 週休日と休日に挟まれた勤務日等の連続休暇

ゴールデンウィークなどの週休日と休日に挟まれた勤務日やプレミアムフライデー（毎月月末の金曜日）などの計画的な休暇取得の休暇取得

(2) キャリアアップ休暇

「キャリアアップ休暇」（勤続15年経過3日、勤続25年経過5日）と年次休暇の組み合わせ等による連続休暇の取得

【本年度のキャリアアップ休暇取得可能者】

- ・15年経過 H12.4.2～H14.4.1採用者 3日
- ・25年経過 H2.4.2～H4.4.1採用者 5日

※ 取得可能期間は、勤続15年又は勤続25年経過後の翌年度から2年間であること。

(3) 夏季連続休暇

夏季休暇と週休日、年次休暇を組み合わせた、できるだけ連続した休暇の取得

3 年次休暇等使用計画書の作成について

所属長は「年次休暇等使用（年間）計画表」（別添様式）の活用により、業務計画とのおおあいを図りながら、各職員の積極的な年次休暇取得を奨励すること。

【参考】年次休暇の取得状況（1人当たり年間取得日数）

	25年	26年	27年	28年度
本 庁	10.3日	9.3日	9.0日	
教育事務所等	9.8日	9.8日	9.9日	集計中
県立学校	14.2日	13.2日	13.1日	

4 部活動休養日の設定について

「高等学校における部活動休養日等について」（平成29年2月17日付け教職第921号教育長通知）の趣旨を踏まえ、部活動休養日を適切に設定すること。

また、ゴールデンウィークや夏季・冬季休業中の部活動の実施にあたっては、生徒の多様な体験の充実やバランスのとれた生活、また、指導に従事する教職員のワークライフバランスにも配慮のうえ、適切な休養日を設定すること。

【担当：教職員課給与制度担当 猿ヶ澤 電話 019-629-6123】

こちらに注目!!